

不適切な行為の存否に係る規定等の整理

城處委員が確認を求めている 6 月 25 日の議会運営委員会における奥村副議長の以下の振る舞いについて、不適切な行為があったかどうかの判断基準を、議会の規程等に照らして整理する。

1. 不適切な行為があったかどうかの確認

①前提 委員会における副議長の位置づけ

席が委員に近い位置に用意されているものの、位置づけは、傍聴人である。なお、委員会への出席が認められるのは、地方自治法第 105 条に基づく議長及び、例外である多治見市議会会議規則第 116 条に基づく委員外議員のみである。

○地方自治法

〔委員会への出席発言権〕

第百五条 普通地方公共団体の議会の議長は、委員会に出席し、発言することができる。

○多治見市議会会議規則

（委員外議員の発言）

第 116 条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決める。

①委員でないものが委員に対してメモを渡すこと

前提として、委員の意思形成に外部から影響を及ぼすことは、代表制民主制の観点から常識的に許されないと考える。傍聴者による委員会への^{ちん}闖入であり、多治見市議会会議規則第152条の議事妨害に当たる可能性は高い。

○多治見市議会会議規則

（議事妨害の禁止）

第 152 条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎその他議事の妨害となる言動をしてはならない。

②スマホで写真を撮影すること

ア 議会運営委員会委員でない場合（今回の場合）

傍聴者のスマホ利用については、多治見市議会としては、多治見市議会会議規則第152条の規定に基づき、持ち込みは可能なものの、議事の妨害になるような行為として、操作や通話を禁止する運用をしているため、同条の議事妨害に当たる可能性は高い。

イ 議会運営委員会委員の場合

多治見議会タブレット端末等の使用基準において、審議、審査及び協議又は説明に必要な資料の閲覧等のため、タブレット型情報端末を持ち込み、使用することが認められている。ただし、スマホについては、このタブレット型情報端末に含まれるのか否か議会内で認識が異なるようである。

なお、タブレット型端末の使用ルールについて、同基準において、操作音その他音声を発しない設定を必要とし、電子メールやSNSでの通信、録音・撮影、通話等は禁止されている。

○多治見市議会タブレット端末等の使用基準について

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) タブレット端末等 タブレット型情報端末をいう。

(2) 会議等 多治見市議会の議会運営委員会及び広報広聴研究会をいう。

(会議等における使用)

第3条 議員、市長その他の執行機関及びその職員並びに議会事務局の職員は、審議、審査及び協議又は説明に必要な資料の閲覧等のため、会議等にタブレット端末等を持ち込み、使用することができる。

(遵守事項)

第4条 会議等にタブレット端末等を持ち込む者は、会議中、タブレット端末等の使用に関し、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 会議における審議、審査及び協議又は説明以外の目的で使用しないこと。

(2) 操作音その他音声を発しない設定とすること。

(禁止事項)

第5条 会議等にタブレット端末等を持ち込む者は、会議中、タブレット端末等で次の行為を行ってはならない。

(1) 電子メール等の送信並びにソーシャルネットワークサービス等への投稿及び閲覧

(2) 会議の録音及び写真又は動画の撮影

(3) 通話

(4) その他会議の支障となる行為

③委員でないものが委員に対してスマホからメッセージを送信すること

①、②アと同様である。

④委員でないものが委員に対してジェスチャー等で指示を出すこと

副議長への聞き取りでは、ジェスチャー等で指示は行っていないとのことであるが、行っていた場合、①と同様である。